

平成20年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	22,800 戸
(2) 年 間 総 有 収 水 量	10,305,000 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	28,233 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管整備事業等 636,625 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,214,191 千円
第1項 営業収益	3,196,281 千円
第2項 営業外収益	17,899 千円
第3項 特別利益	11 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	3,188,412 千円
第1項 営業費用	2,875,130 千円
第2項 営業外費用	309,101 千円
第3項 特別損失	3,181 千円
第4項 予備費	1,000 千円

消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,779千円を加算した支出計3,214,191千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,900,817千円は、過年度分損益勘定留保資金858,094千円、当年度分損益勘定留保資金716,944千円、建設改良積立金300,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,779千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	水道事業資本的収入	607,666 千円
第1項	負担金	31,500 千円
第2項	分担金	64,716 千円
第3項	固定資産売却代金	10 千円
第4項	補助金	17,270 千円
第5項	投資償還金	494,170 千円

支		出
第1款	水道事業資本的支出	2,508,483 千円
第1項	建設改良費	670,423 千円
第2項	企業債償還金	1,538,060 千円
第3項	投資	300,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 402,911 千円
- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第8条 水源開発等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,579千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、32,590千円と定める。

平成20年3月6日 提出

天理市長 南 佳 策